



「知人が信販会
社のローンで車を
購入した際、夫
が連帯保証人になってやったが、
50万円程の残債を残して知人は
自己破産し、今は生活保護を受け
ている。信販会社
から即刻返済す
るように言って

来るので、肩代わりせざるを得な
くなったが、高齢の夫は納得しな
い…どうすればいいの?…」と、あ
る老婦人から相談がありました。
その知人は僅かずつで
も夫に毎月払いたいと

「おや、以前見た事
あるが印刷の広報紙に
よく似てるな?…」と毎月届く社
保料の納入告知書に同封されて
くる「社会保険おおいだ」の末尾
の小文字を見て目を疑いました。
発行=(財)大分県
社会保険協会・
行政記事提供=大
分社会保険事務局・社会保険事務
所…と書かれています。4月まで
は社保事務局が発行する「社会保
険プレス」が入っていましたが、
4月号のお知らせに「諸般の事
情により…休刊…来月より新た

**破産者の借金古人の老後を
を肩代わり…何でどう守る**

の意思表示はするとの事ですが、
破産宣告され債務の免責を受け
た人が、そうした約束をしても法
的には無効です。悪質な訪問リフ
ーム事件の被害にあっている認
知症(痴呆)の高齢者と同じよう
な被害者とも言
えます。5年前に
始まった成年後

見制度の中に、まだ判断能力があ
る内に前もって後見人を決めて
おける任意後見がありますが、高
齢者が安心して老後を過ごせる
利用しやすい制度作り
は、まだこれからです。



な広報紙にて提供…」と
あったのがこれだった
のです。5年半前、協会費を半強
制的に集めようと、社保の新規適
用書類の中に加入申込用紙をセッ
したりしていた事が問題になり、
あわせて任意団
体に過ぎない協
会の広報紙”しゃ
かいほけん大分”を公的機関の
郵便物に同封する事の是非を指
摘されて5年前に取りやめた経
過があったの
です。学習機
能は何処に??

**5年前分れた協会の行政
はずの腐れ縁の癒着再開**



当事務所のEメールアドレスが'05.6.1より、office@nishiuma.sakura.ne.jpに変わりました。